

2007年10月31日

ワーク・ライフ・バランス憲章（改訂素案）

坂田 甲一

田中 常雅

紀陸 孝

わが国は、急速に進行する少子・高齢化やグローバル競争の激化などの環境変化の中で今後とも経済社会の活力の維持・向上を目指すという困難な舵取りを迫られている。

その1つの方策として全員参加型社会の実現への取り組みがあるが、現下には、経済的な自立や、子育てや老親の介護と仕事の両立、メンタルヘルス問題などに悩む多くの者がいる。こうした課題を克服するために求められることは、これまで培われてきた良き勤労観を維持しつつ、個々人のライフスタイルやライフステージに応じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が可能となるよう、柔軟で多様な働き方に挑戦するための多くの選択肢を用意し、多様な価値観が尊重される社会を構築していくことである。

以上のような共通認識のもと、ワーク・ライフ・バランスは、労使が自ら取り組むとともに、国や地方自治体の積極的な支援、すべての国民が努力していくことによって実現可能となる。官民一体でこうした取り組みを図るため、本憲章を定める。

〔ワーク・ライフ・バランスが実現した社会の姿〕

ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、ライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

- ① とりわけ若者が経済的に自立可能な働き方ができる。
- ② 働く人々の健康が保持され、自らのための時間が持てる。
- ③ 個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる。

なお、上記の社会の実現にあたっては、働き方の改革のみでは不十分であり、教育システムや保育サービスの整備など多様な取り組みと一体的に推進される必要がある。

[関係者が果たすべき役割]

(企業と働く者)

企業とそこで働く者は、生産性の向上に努めつつ、協調して職場の意識や職場風土の改革や働き方の改革に取り組む。

(国民)

一人ひとりが自らのワーク・ライフ・バランスのあり方について考え、家庭や地域の中でも積極的な役割を果たす。

(国)

ワーク・ライフ・バランス社会の実現は社会全体の持続可能性のために不可欠であることから、国民運動を通じた機運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などに積極的に取り組む。

(地方自治体)

ワーク・ライフ・バランスの現状やニーズは地域によって異なることから、その推進に際しては、地方自治体が自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図る。

以上